

平成28年(ヨ)第25号等 伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 小坂正則 外3名

債務者 四国電力株式会社

準備書面（15）の補充書1

（ミサイル攻撃の危険性）

平成29年7月20日

大分地方裁判所 民事第一部 御中

債権者ら代理人

弁護士 徳田 靖之

弁護士 岡村 正淳

弁護士 河合 弘之

弁護士 大河 陽子

外

1. 新たなるミサイル発射

本年（2017年）7月4日、北朝鮮は新たにミサイルを発射した。それは米国本土に達する危険がある高性能なものであった。米国政府もこれをICBM（大陸間弾道弾）と認定した。米国本土に達し得ることを国として公式に認定したのである。そして、レッドライン（超えてはならない一線）を超えたとして認定した。それは、米国が北朝鮮に対して軍事的措置を取るかもしれないということを意味する。万一そのようなことになれば、北朝鮮の報復攻撃が日本にある原発や米軍基地に向けられ

る恐れがある。日・米・朝の間の緊張は新たな段階に入ったとされている。まさに目が離せない状況になってきたのである（以上につき、書証は追って提出とする）。

2. 準備書面（15）の訂正

準備書面（15）の8頁上から1行目の「そもそも」の後に「中・長距離ミサイル（射程1,000km以上。日・朝間は1,000km以上）について」と加入する。

以上